

住宅リフォームアドバイザー派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良質な住宅ストックの形成、既存住宅の流通及び一人一人がいきいきと暮らせるすまいづくりを目的に、市民が個々の居住ニーズや身体状況等に応じた適切な住宅のリフォームが行えるよう、またDIYを含む多様な方法を選択できるよう、市が住まいの専門家である住宅リフォームアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を登録し、派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザーの資格)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を住宅リフォームアドバイザー登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録することができる。ただし、暴力団員等は除く。

- (1) 一級建築士、二級建築士、住まいに関する専門的な資格を有する者
- (2) その他、市長が特に必要と認める者

(アドバイザー登録)

第3条 アドバイザーの登録を希望する者は、住宅リフォームアドバイザー登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住宅リフォームアドバイザー PRシート（様式第2号）
- (2) 取得資格証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請の内容を審査し、その決定について、住宅リフォームアドバイザー登録決定通知書（様式第3号）または住宅リフォームアドバイザー非登録決定通知書（様式第4号）により、アドバイザー登録申請者に通知する。

(登録の有効期間)

第4条 アドバイザー登録の有効期間は、登録日から3年目の年度の末日とする。

(登録の更新)

第5条 前条の有効期間満了後、引続きアドバイザー登録を受けようとする者は、当該有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、住宅リフォームアドバイザー更新登録申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録を受けたアドバイザーは第3条の申請内容に変更があった場合は、住宅リフォームアドバイザー登録事項変更届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消するものとする。

- (1) 登録を辞退する申し出があったとき
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき
- (3) その他市長がアドバイザーとして不相当と認めたとき

2 アドバイザーは、前項第1号の規定による申し出を行う場合は、速やかに住宅リフォームアドバイザー登録取消申出書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、登録の取消を決定したときは、その旨を住宅リフォームアドバイザー登録取消決定通知書(様式第8号)により通知する。

(アドバイザーの守秘義務)

第8条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

(派遣の対象)

第9条 アドバイザー派遣の対象者は、次の要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 西宮市内に住宅や空き家を所有している者
- (2) 住宅や空き家をリフォーム・リノベーション(DIY可)する者
- (3) 既存住宅活用推進事業について市の広報に協力する者
- (4) 暴力団員(西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年西宮市条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)が属さない住宅

(派遣の内容)

第10条 派遣の対象となる内容は、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 住まいの改修に対する悩みやニーズに対する技術的な提案
- (2) 工事価格や省エネ性能、法的規則など基礎知識のアドバイス
- (3) DIY等の施工の進め方

(派遣の申請)

第11条 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、住宅リフォームアドバイザー派遣申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、登録台帳からアドバイザーを選択するものとする。

(派遣期間等)

第 12 条 前項に規定するアドバイザーの派遣を受けることができる期間は、第 11 条に規定する派遣申請があった年度の 2 月末日までとし、派遣回数は 2 回を限度とする。

- 2 アドバイザーの派遣は、1 回につき原則 3 時間以内とする。

(派遣の決定)

第 13 条 市長は、第 11 条第 1 項の規定による申請を受理した場合において、内容を審査のうえ、その決定について、住宅リフォームアドバイザー派遣決定通知書（様式第 10 号）または、住宅リフォームアドバイザー非派遣決定通知書（様式第 11 号）により、当該アドバイザー派遣申請者（以下「派遣申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、アドバイザーの派遣を決定する場合において、派遣の目的を達成するために、派遣申請者に対して必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 3 市長は、アドバイザーの派遣を決定した場合において、派遣するアドバイザーに対し、住宅リフォームアドバイザー業務依頼書（様式第 12 号）により、業務を依頼するものとする。

(派遣の変更等)

第 14 条 前条第 1 項の規定により派遣決定の通知を受けた者（以下「派遣決定者」という。）が派遣申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、住宅リフォームアドバイザー派遣変更・中止申請書（様式第 13 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理し、派遣内容の変更又は中止を決定したときは、住宅リフォームアドバイザー派遣変更・中止決定通知書（様式第 14 号）により、当該申請者にその決定を通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の申請書を受理し、派遣内容の変更又は中止を決定したときは、派遣するアドバイザーに対し、住宅リフォームアドバイザー業務変更・中止依頼書（様式第 15 号）により、業務内容の変更について依頼するものとする。
- 4 前項の規定において、派遣するアドバイザーを変更する必要があるときは、新たなアドバイザーにその旨を通知し、前条第 3 項の規定に基づき、当該業務を依頼するものとする。

(派遣の取消)

第 15 条 市長は、派遣決定者が次のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣の決

定を取り消すことができる。

- (1) アドバイザー派遣の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
- (2) アドバイザー派遣の条件、その他当該要綱の規定に違反したとき
- (3) その他市長がアドバイザー派遣に適しないと認める事由が判明したとき

2 市長は、前項の規定によりアドバイザー派遣の決定を取り消したときは、住宅リフォームアドバイザー派遣決定取消通知書（様式第 16 号）により、当該派遣申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 16 条 派遣終了後、アドバイザーは、住宅リフォームアドバイザー業務報告書（アドバイザー用）（様式第 17 号）を、派遣決定者は住宅リフォームアドバイザー業務報告書（派遣決定者用）（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

（費用の負担）

第 17 条 アドバイザーの派遣に要する費用は、市が負担するものとし、市長は、前条の報告により派遣回数及び実施業務内容を確認の上、1 回あたり 2 万円に消費税等相当額を加えた額を謝金として、当該アドバイザーに支払うものとする。

2 アドバイザーの派遣に要する費用は、第 12 条に規定する派遣回数 2 回を上限とする。

（様式）

第 18 条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に市長が定める。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 7 月 1 日施行の宮っ子のいえアドバイザー派遣要綱は、廃止する。